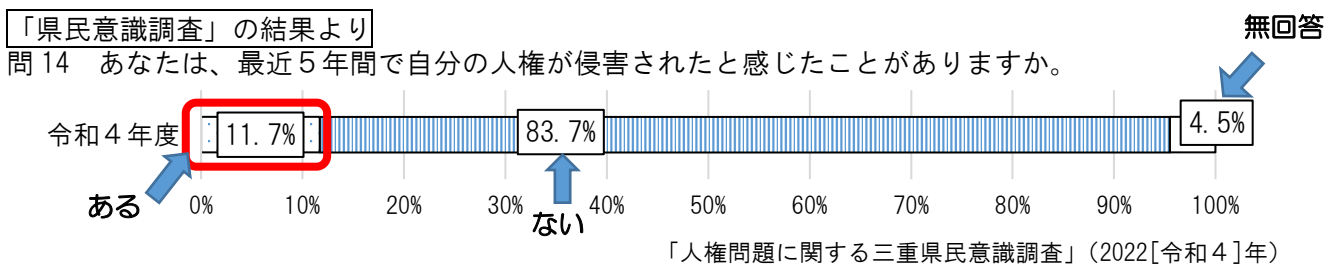


# 人権が尊重される社会をつくるために

～人権感覚を磨き、差別解消に向けた取組を積極的に行いましょう～

## 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」 の趣旨や内容をふまえた取組を！

すべての人は一人ひとりかけがえのない存在であり、等しく人権が尊重されなければなりません。しかし、2022（令和4）年度に行われた「人権問題に関する三重県民意識調査」（以下、「県民意識調査」）の結果によると、「あなたは、最近5年間で自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか」という設問に対し、回答者の11.7%が「ある」と回答しています。



県民の9人に1人が5年以内に人権を侵害されたことがあるという状況の中、三重県では、誰一人差別を受けることのない、人権が尊重される社会の実現を図るため、2022（令和4）年に「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」（以下、「差別解消条例」）を定め、それに基づく取組を進めています。「差別解消条例」の第9条には、次のことが明示されています。

「差別解消条例」について  
紹介している県のホームページ

**県の公務員は、条例の目的の達成に向けて、**

**率先して積極的な役割を果たすものとする（「差別解消条例」第9条より）**



⇒教職員をはじめとする県の公務員は、高い人権意識を持ち、条例の目的を達成するために率先して積極的な役割を果たさなければなりません。そのためには、人権研修への積極的参加など、人権意識の向上に向けた日常的な研鑽が必要です。

⇒教育活動を通じて、子どもたちに、差別のない社会をつくる主体者としての意識を育むためには、教職員の高い人権意識や人権問題についての確かな認識が不可欠です。



### 「差別」とは何か？

差別を解消するためには、まず「差別」とは何かを理解しておく必要があります。「差別解消条例」の第2条には、「不当な差別」について、「人種等の属性を理由とする不当な区別、排除、又は制限」と書かれています。「人種等の属性」とは、「人種、皮膚の色、国籍、民族、言語、宗教、政治的意見その他の意見、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の疾病、職業、社会的身分、被差別部落の出身であること」等です。また、「不当な差別」には、意図的かどうかにかかわらず、結果として不当な区別や排除等につながっている行為も含まれるということが明記されています。

# 「部落差別の解消の推進に関する法律」

## の趣旨や内容をふまえた取組を！

教職員は、2016（平成28）年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、「部落差別解消推進法」）をふまえて、部落差別のない社会の実現に向けた取組を率先して行う必要があります。

### この法律ができた背景は？

同和地区(\*)の出身であること等を理由に周囲が交際や結婚に反対する状況等があります。また、差別発言・落書き等の事象も発生しています。中でも、インターネットの普及に伴い、その匿名性や拡散性を悪用した、部落差別を助長、扇動する情報の流布や書き込みが後を絶ちません。このような状況をふまえて、この法律は制定されました。

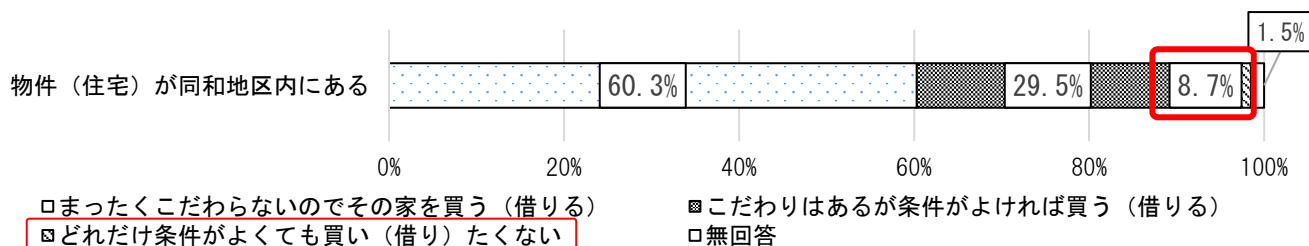
(\*)「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」（2002年3月失効）によって、環境改善や教育・啓発等の取組を進める対象として指定されていた地域。なお、県は同法の失効以後、地域を限定した施策を行っていない。

## 次の「部落差別を解消するために必要な視点」を確認し、これまでの自分の認識や行動を振り返りましょう。

### 視点1 部落差別を解消する側に立った行動ができるかどうか、自らの人権意識を振り返ること

部落差別は社会に厳存しており、誰もが部落差別に関わる場面に直面する可能性があります。普段は「自分は差別なんてしない」と考えている人でも、結婚や就職、住宅購入等、自分の生活や人生に関わる問題となったときに差別心が表面化することがあります。現実には部落差別に関わる場面に直面したときに差別を解消する側に立った行動ができるのかどうか、普段から自分の中にひそむ差別心と向き合い、「差別をなくす行動ができる自分」であるかを振り返ることが大切です。

「人権問題に関する教職員意識調査（2021[令和3]年度）」（以下、「教職員意識調査」）の結果より  
問10 もし仮に、あなたが住宅を探しているとした場合に、間取り、交通の便、環境、値段等を、自分の目で確かめ、気に入ったとします。その後、その家の条件について次のことが分かった場合、あなたはどうしますか。



「県民意識調査」の結果分析によると、上記のような同和地区に対する忌避意識（以下、忌避意識）は、「同和問題にかかわらない方がよい」といった部落問題に関わる偏見を見聞きしたことがある人ほど強い傾向があることが明らかになっています。また、そうした偏見は、日常生活の中で家族や親戚、友人等の身近な人から刷り込まれることが多いことも明らかになっています。こうしたことから、私たちは、公私を問わず、部落問題に関わる偏見にであった際にそれらをきっぱりと否定できるよう、人権意識の向上に努めなければなりません。



## 一同和地区に対する忌避意識をなくす取組を一

部落差別を解消するうえで、重要な課題の一つに忌避意識があります。忌避意識とは、自分たちが差別される側になることをおそれて、同和地区出身者であるとみなされることを避ける意識のことです。この意識に基づいて、同和地区やその近辺に住むこと、同和地区出身者と結婚すること等を避けようとする行為は、差別を再生産することにつながります。私たちは、差別を受けるかもしれない立場になることを避けようとするのではなく、差別そのものが間違っているという認識に立ち、差別する側の意識を変えることで差別を解消する取組を進めていかななくてはなりません。

### 視点2 確かな知識理解に基づく人権感覚を身につけること

「部落差別について教育や啓発で取り上げることで、この問題を知らない人まで知ってしまう。知らなければ差別することもないのでは？」という意見を持つ人がいます。しかし、部落差別についてよく知らない人が、誤った知識や偏見を持つ人の話を聞いたり、インターネット上の差別的な書き込みや投稿等を読んだりした場合に、それらを信じ込み、偏見や差別意識を持ってしまう可能性があります。部落差別を解消するためには、差別の解消を阻む情報の問題性を見抜き否定できる確かな知識と人権感覚を身につけることが必要です。「県民意識調査」の結果によると、人権問題に関する研修経験がある人や人権問題に関する法律等の内容をよく理解している人ほど、人権意識が高い傾向にあることが明らかになっています。

「県民意識調査」の結果より

内容を理解している人ほど、同和地区を忌避する意識が低くなっている。

◎「部落差別解消推進法」の認知度×住宅購入に対する意向

(数値は%)

		まったくこだわらないので その家を買う(借りる)	こだわりはあるが条件が よければ買う(借りる)	どれだけ条件がよくても 買い(借り)たくない
部落差別 解消 推進 法	<b>A 同じ小学校区内に同和地区がある</b>			
	内容(趣旨)を知っている	56.2	33.3	8.6
	あることは知っている	38.4	45.6	14.3
	知らない	37.3	46.3	14.8
	<b>B 物件が(住宅)が同和地区内にある</b>			
	内容(趣旨)を知っている	41.4	35.2	21.0
あることは知っている	20.7	43.4	33.1	
知らない	20.6	39.6	37.9	

### 視点3 部落差別によって人権を侵害されている人が意見や思いを届けられる環境をつくること

部落差別の解消に向けた取組は、その現状を正確にとらえたうえで行われる必要があります。そのためには、差別によって人権を侵害されている人の意見や思いを聴き、実態を把握することが大切です。

しかし、何の取組もせずに、人権を侵害されている人の意見や思いを把握することはで

きません。1 ページで紹介した「県民意識調査」の問 14 で、「人権を侵害されたと感じたことがある」と回答した 11.7% の人のうち 35% もの人が「その時、何もせず、がまんした」と回答しています。このような結果となっている原因の一つには、人権を侵害されている人の中に、差別の厳しさによって、「差別はなくなる」という諦めの気持ちや、「声をあげることで、さらに差別されるのではないか」という不安を抱いている人がいることが考えられます。差別が厳しいほど、そのような思いを抱く人が増え、結果として、日常生活の中で人権を侵害されている人の意見や思いを聴く機会が減少し、差別の実態が見えにくくなってしまふこととなります。

特に部落差別については、「教職員意識調査」で、障がい者の人権に関わる問題や外国人の人権に関わる問題と比べて、「差別がある」という認識が低いことが明らかになっています。そのため、まず私たち一人ひとりが部落問題について認識を深め、差別を許さない態度を示し、人権を侵害されている人が安心して意見や思いを発信できる環境をつくることが重要です。そうすることで、見えにくくなっている部落差別の現状が浮き彫りとなり、その解消に向けた取組の必要性や私たちの責務の重大さがより明確になると考えます。

#### 【部落差別によって人権を侵害されている人の思いを受け止めた経験談】

2021（令和3）年度 人権問題に関する教職員意識調査の自由記述より  
大学で4年間一緒に学び過ごした友人が、卒業後に「実は俺の親、部落差別を受けた経験があるんだ」と打ち明けてくれました。友人は「自分も差別されるかもしれないという不安な気持ちを聴いてくれる友だちがほしかった。でも、『打ち明けることで人間関係がうまくいなくなるんじゃないか』『そもそも部落差別について理解していなかったらどうしよう』と考えると、言い出せなくてずっと苦しかった。おまえと一緒に人権に関わる講義を受けたとき、小学校のころから受けてきた人権学習のことや、その中で自分が考えたことを熱心に話す様子を見て、自分のことを理解してくれるかもしれないって思ってたんだ」と話してくれました。私は、自分に打ち明けてくれたことを嬉しく思うと同時に、今まで言えなかった友人の心の内を考えると胸がしめつけられました。そして、あらためて、「差別をなくしたい」と強く思いました。

（※文字数の都合等により、文意を変えない範囲で一部変更しています。）

### 研修しましょう

- ◆ P.1 や三重県のホームページから「差別解消条例」を読み、内容を確認しましょう。
- ◆ 視点1、2を読み、自分自身の部落問題とのあいや、生活の中で偏見や差別にであった経験、自分の差別心に気づいた経験等を振り返りましょう。
  - ※ まず個人で振り返り、可能であれば交流し合う。
  - ※ 偏見や差別にであった経験については、その時の自分の行動も振り返るとよい。
  - ※ 自分の人権感覚を高めるために実践していることや、これから実践したいことを交流し合えるとよい。
- ◆ 視点3を読み、部落差別をはじめとした個別的な人権問題によって人権を侵害されている人の意見や思いを聴いた経験を振り返りましょう。
  - ※ まず個人で振り返り、可能であれば交流し合う。
  - ※ 重要な気づきを得たり、自分の変容につながったりした経験を振り返り、交流できるとよい。